# キリスト教古代の女性殉教者再考(その一)

# 佐藤 吉 昭

F

された外来文化史、もしくは文献史、法制史などのジャンルに留まっていることが多く、キリシタン殉教神学、否、 うか。このような諸課題を背負って、キリスト教における殉教もまた綜合的研究課題に組み入れられることが可能に そもそも「キリシタン神学」が独自の研究枠を保持していたとは言いがたい。 なるであろう。日本におけるキリシタン学習、研究はそれ自体すでに長い歴史をもつが、それは現在もわが国に導入 そのような過去の宗教史とその思想に関わる研究が、二〇世紀末の現在、どのような学術的価値を荷いうるのであろ 関連させて理解していたのであろうか。また、われわれはそれを今日どのように理解すべきなのであろうか。さらに、 対比して、どのような接合、関連をもっていたのであろうか。また、それを個人倫理、社会倫理の中で、どのように にともなう、隣接した異文化圏での宣教の初期に起こった迫害は、その後の地球上の新世界へのキリスト教の宣教と 成立当初のキリスト教にとって、殉教とはいったい何であったのか。そして、このユダヤの新宗教の周辺への拡大

このようなキリスト教、もしくは、その他の外来諸宗教全ての思想の理解とその背景を背負っている日本において、

代文化移入に関わったキリシタンの重要な歴史的役割は何人も否定できないところである。 とも言えるであろう。無論、その後の、明治期の「西洋文化」の積極的輸入政策に比肩しうる、日本で最初の西洋近 想、文化、つまり西洋の思想と宗教、またそれに深く関わる文化等の矛盾を伴う受容を招いた一原因となっている、 ことが、この国に渡来し、共に受難を体験することになった西欧の宣教師たちによって、単純にイエスの受難、古代 言わなくてはならないであろう。ただ、我が国の一六世紀以降の近世史上、キリスト教に関わって発生したすべての ローマのキリスト教迫害、そして、その結果としての殉教と直結された形で体験されてきたことが、一外来宗教、思 殉教という一概念を主題として取り上げる研究には、当初から超えがたい思想史的限界点と制約が内包されていたと

会にはまったく未知であった外来宗教としてのキリスト教に対応しようと試みた、もしくは、逆にそれに敵対せざる 要な作業方法として導入した。具体的には、ローマ帝政下で各皇帝が決定した公的宗教政策、直接的には、ローマ社 した、殉教者数を遥かに越える数のキリスト教棄教者たちについて考察を進め、また論じてきた。その際の研究作業 いて、当時の歴史的展開に対応した実践神学的面をも包摂した、あくまで教会側に立った神学的理解と解釈を最も重 の視点と基本的方法論は、通常の歴史学、教会史学、社会史学的分析の手法を前提とすると同時に、研究の基盤にお に終結した、度重なる古代キリスト教の公的迫害と、その際に生じた多くの殉教者たち、さらに、そこに同時に発生 筆者は一九八二年以来、AD六四年、ローマ帝国のネロ帝の統治下に始まり、コンスタンティヌス大帝の統治初期

は、主題をさらに深化して、それに即応した研究体系をも新たに築かねばならないし、各個人の意思決断をうながす 地中海世界の古代史研究を主目的としているのではないわれわれにとって、ここでの作業を遂行するために

をえなかった、弾圧政策の内外両面からの評価をも含んでいた。

人間倫理の間隙を縫う深奥な領域にまで入り込まなくてはならない。 それらが完全な殉教研究を成功させる大前提と

ことにもなった。 に政治的圧力をかけ、恐怖心に怯えた全面的信仰放棄に追い込むか、その反社会性を根拠にした死罪を含む処罰の恐 るか、それには値しない単なる犠牲者、もしくは教団からの脱落者、敗北者が自ら招いた罰として、平然と放置する は、まず「正統と異端」の識別の手段となり、さらには、同じ迫害犠牲者を、むしろ称えるべき殉教者として認定す 怖によって、抹殺に追い込むことも可能であった。他方、この同じ信条は、その裏返しに、キリスト教内部において 道徳を排除する目的で、彼らにとって疑わしいキリスト教徒の信条を箇条ごとに被疑者に問い質すことにより、 彼ら かった。他方、対決する迫害者は、為政者側に立った健全な社会の維持に対決する、反国家的、反社会的諸思想、諸 自己の信仰のアイデンティティー、つまり教会が宣言する信条(credo)に沿ってそれを確認し合わなければならな ところで、信仰告白 (confessio) という形式を特徴とする、啓示宗教としてのキリスト教を信仰し、受容する者は、

教研究においても、それらに対する何らかの新たな補完作業を必要としていると思われる。 自主的理解と受容、たとえば、殉教への対応において、 こうした推定が正しいなら、彼らの信仰内容においての男女間の差異が認められないまでも、 かた、その精神的、 においては、原則的には、信仰に基づいた神のもとでの男女平等を大前提としながらも、なお、この信条の受け止め このように、一方で単一の信仰を維持することを目的として信条 credo を作り上げてきた古代の正統派キリスト教 深層心理的評価において、男女両性の間に異なった信仰理解の広がりが存在していたであろう。 両性の間での性差も明らかに存在するであろう。従って、殉 キリスト教の現実的、

おいてその特質をいっそう明解にしてくれるであろう。 いづれにしても、キリスト教史上における殉教の恒久的課題は、この宗教のもつ「死の神学」と「復活の神学」に

とを目的としている。 おける女性殉教者を主題とした、ホール(S. G. Hall)がすでに提出している研究成果を整理しながら、再確認するこ 本論考は、そこにいたるまでの道程における研究ノートとして、以上の前提と課題を踏まえて、古代教会迫害期に

に掲載されている。 vol. 30 edited by Diana WOOD)に収められたその巻頭論文の検証と評価を試みたい。なお、同書は総計三三論文を収 め、Stephan Trnbull の隠れキリシタンによる一六〇九―四五年の九州生月島の殉教者崇拝に関する第二二論文も同書 われわれは先ず、古代殉教者を主題とした学会発表論文集"Martyrs And Martyrologies"(Studies in Church History,

殉教の実態に関するここでの共通認識を明らかにさせることができるので、要約しておきたい。 入にあたり、序文で概略次のような共通理解を求めている。それはホールの主題展開の起点にもなり、また、多様な Ecclesiastical History Society の発表記録で、同学会会長であるローズ(David LOADES)は、この学会での主題の導 ところで、この論文集は、一九九二―一九九三年に英国のグラスゴー大学で開催された「教会史学会」The

ズの興味ある指摘をさらに加えると、あるひとりの犠牲者が殉教者へと転換(conversio)されるためには、 資格を確定する根拠は、それを招いた当事者の彼もしくは彼女への告発の「訴因」によって決定される。従って、た 当化することを要求した」激しいセクト間抗争が鮮明に物語ってきた。それほどの明白な信仰告白を当初からもち合 とえその紛争が宗教色を帯びていても、この争乱に巻き込まれた犠牲者はただの犠牲者に留まるはずである。 の死者は、明らかに、双方の紛争の犠牲者に留まっていたのであろう。われわれの言語で言えば、殉教死者か否かの わせていない日本の風土での伝統的諸宗教、宗派間の紛争においても、このことは多分当てはまるであろう。そこで ロテスタント間の宗教対立、宗教戦争、さらには「十字架のもとで、自らにとっての異端者たちの処罰、死罪さえ正 至福に到達する道なのである。このことを端的に証明する歴史事実は、近世のヨーロッパに多発したカトリック、プ 応答でなければならない、という基本的根拠に基づいて、思い止まらされてしまう。」だから、この「禁断の木の実\_ のような過激な方法による霊の保証を求めての意図的な探究は、真の殉教は人間に対してではなく、神のご意志への と見なされてきている。われわれはそれを、現代の共通視点からも無視することは出来ないであろう。しかし、「こ (殉教)を敢えて探し求めることは罪なのであり、探し求めることなく、ただ素直に受け入れることが、目的とする 実は護教家 Apologist たちの演出に多くを期待しなければならないのである。それがうまく成功すれば、 たとえそれが茨の道を歩むことになろうとも、そこでは、当事者も含めて、殉教者自身の救済は常に当然のこと 個人にとって、信仰のために生命を捧げることは、特殊な形での「キリストの模倣」imitatio Christi の実践であ われわれ D アリウ

キリスト教古代の女性殉教者再考(一)

(佐藤)

アリウス派の死者は、そのまま、ただの犠牲者にとどまる、という不透明さを残すことになる。こうした歴史は、近 ス派の迫害によるカトリック側の犠牲者は聖人、殉教者に生まれ変わるが、逆に、後者、 カトリック側の攻撃による

世以降、ますます政治色を帯びてきていると彼は理解している。

とを承知の上でのことである。 その歴史的前提として、ギリシア語の μάρτυς が元来の「証人」の意味から「殉教者」という新定義に変換されたこ 水が注がれ、同情を催すプロパガンダによって培養される」という事実を指していると、拡大的に解釈する。 の種子である」(semen est sanguis Christianorum. Apologeticum 50, 13) を、殉教者は「その教会の中で種が播かれ、 D・ローズは、要約すれば、以上のようなパターン分析をへて、著名なテルトリアヌスの言葉「殉教者の血は教会

### =

常の推理、思考では理解しがたい側面をもっているのである。ホールは「女性殉教者」の存在根拠を聖書に見出そう るときの到来が語られている。この賜物は本来「性や身分や社会の地位を超え出て与えられる」(使徒二)ものであ と努力する。そこでは、 は、筆者がこれまでの殉教研究でまさに直面してきたことである。 つまり、殉教という概念とその歴史的事象は、通 (Stuart G. HALL) は古代キリスト教時代全般にわたる女性殉教者の分析と評価に取り組もうとして、難航する。それ 以上のようなD・ローズ教授の Martyrs And Martyrologies を主題としたこの学会での基調発言に応えて、 旧約のヨエル三章の預言が今や成就し、霊が注がれ、息子と娘たちが預言し、老人が夢を見 ホール

ません。」つまり、皆、キリスト・イエスにおいてひとつになるのである。(3) るから、「(キリストのなかには) もはやユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もあり

ところで、S・G・ホールは、主題の展開にあたり、特に女性殉教者の存在根拠、もしくはその意義をどこに見出

# 四

そうとしているのであろうか。

参加する。そして、躓いた兄弟たちを受け入れる手助けをすると考えられてきた。殉教死者を含む初期の信仰告白者 会史』六巻四二・五で記述しているように、彼らはキリストの補佐人(πάρεδροι)として、その方の判決(κρίσις)に 在も生きているのであるから、「適切な気配りをもって」その言葉が聴かれなでればならない。エウセビオスが『教 れによって、証人となる機会が与えられ、霊の声を聴いて語るのである。」証人としての殉教者は最早語らないが、現 れうるのである。「聖霊は洗礼において女性に降るのであり、預言のことば、幻視も与えられ、殉教も行われる。そ らです」(ガラ三・二八)とパウロによって語られている。だから、彼が洗礼において言えたことは、殉教にも適用さ 性や身分や社会の地位を超えるものである(ヨエル三・一一二、使一二)。そして、「もはやユダヤ人もギリシア人も (confessor)たちは、当時の教会の状況を反映していたのであり、教会のもつ形式的秩序、それまでの教会が所有し なく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。あなた方は皆、キリスト・イエスにおいて、ひとつだか 彼はその根拠を、神がわれわれ男女に歴史上で下された平等な賜物に求めている。神がわれわれに贈られた賜物は、

キリスト教古代の女性殉教者再考(一)(佐藤)

.

特権は、通常の聖職階級へと移行した。 そして、按手を伴った聖職者の任命権で支持された聖職組織の発展と共に、信仰告白者がそれまで強力に発揮できた ていた伝承的カリスマ機能が次第に侵食され、後退する新しい時代に入ったのである。その上、さらにそれと平行し キリスト教の初期の教師たち(διδασκάλοι)と預言者たちの義務と権限が、司祭、司教たちに受け継がれて行く。

## 五.

子供のに対する私的、公的ハラスメントに触れて、三〇五年の南スペインのエルヴィラ(Elvira)で開催された公会 盾したり、対立さえしがちな慣習上の非連続状態を引き起こすことにもなる。当時の家族構成のもとで、奴隷や妻、 界との有形、無形の法的摩擦と、時にはそれとの対決まで招くこととなる。さらに、彼らの信仰するキリスト教と矛 うか。教会は、証人となった信仰告白者 confessor に裁決権が与えられていることを承認した。それは当然、世俗世 それでは、本論文の主題にかかわる女性のキリスト教徒は、初期教会内でどのような状況に置かれていたのであろ

たのち、五年たって聖餐に与ることが認められた。(e) この女主人は七年後に再び聖餐に与ることが許されるが、それが偶発的であったとされるなら、贖罪の行為を果たし ものによるか、あるいは偶発的であったかが確かでなかった場合に、もしもそれが意図的であったと認められるなら、 ある婦人が激情に駆られて、女中を鞭で打ち据え、三日後に死にいたらしめた場合に、しかも彼女の死が意図的な 議は、家庭内暴力に直接言及した文書を残している。

隷には、キリスト教徒である所有者の同意なしに洗礼は授けられないし、その所有者が異教徒(ethnikos)である場 の関係論も、人権論からの視点も問題の核心に到達できないままで留まっているのである。 合に絶対に洗礼は許されないとも主張している。この時代を理解、分析する手段としては、現代風の「国家と宗教」 られるのなら、恐らく、上述の多くの男女の奴隷たちは、何ら殉教者として讃美されることもなく、ただ空しく、主 人の暴力によって死んでいったことになる。ヒッポリトスは彼の『使徒伝承』Traditio apostolica 一六・四―五で、奴 ホールはそれについてこう評価している。ひとりのキリスト教徒の婦人が、こうもたやすく殺人の負い目から逃れ

# プ

ろうと、コリントの標準的キリスト教徒の家庭内で、婦人の服従が守られ、祝福されてきたことは、ローマのクレメ えに様々な虐待と責め苦を受けており、わたしたちの間ではもっとも美しい模範をたれた。」(六・一)そして、「嫉 なく、あらゆることを行ってきたし、神の法令通りに歩み、あなたたちの尊敬を払っていたのだったから。」 (一・三) ンスの『コリントのキリスト者へ』第一書簡に照らして、容認してよいであろう。「あなたたちは人を分け隔てること の置かれていた真実を簡単には知り得ない状況にあることが判明してくる。当時の家庭内の暴力の状況がどんなであ れにとって、これまで触れてきたように、著名な殉教者伝、殉教記録の内容を追跡することによっても、女性殉教者 - 聖なる歩みをしてきたこれらの人たちに、多数の選ばれた人たちが共に加わった。これらのひとたちは、嫉妬のゆ S・G・ホールの研究を追跡することで、キリスト教古代の女性殉教者の実態を明らかにしようとしているわれわ

キリスト教古代の女性殉教者再考(一)(佐藤)

妬のために婦人たちも迫害された。彼女たちは、恐らく当時のローマの劇場で好まれた、残虐なストーリーによる悲 論文 Neue Studien zum ersten Klemensbrief. (München 1958) の結論を追ってみたい。 及している。われわれはブレンネックの論文を入手できないので、彼がそのような解読のための素材と解釈をそれに Danaiden und Dirken. Zur 1 Clemens 6, 2 [Z. f. KG 2 (1977) pp.302/8] がその解決の方向を暗示している、とホールは言 る。第一クレメンス書簡のこの個所の引用の意図とその解釈は不可能のように思われてきたが、 ブレンネックの論文 の残忍きわまりない行為に対する罰として、彼女たちの髪を牛の尻尾に結び付けて、死に追いやった、というのであ 性たちを初夜のベッドの中で切り捨てていたし、ディルカイは、救い手もいないアンティオペーに向けての彼女たち 本来の劇の中では、このダナオスの五〇人の娘たちはエジプトから連れてこられた求婚者であったが、彼らはこの女 劇の主人公、ダナイデス、またディルカイのように、嫉妬のために迫害された。」彼女たちはしかし、信仰の戦いで よって学んだと告白している、ツイーグラー(A. W. Ziegler)の、現在においてもなお卓抜しているクレメンス研究 ゴールに確実に到達して、身体的には弱者であったのにもかかわらず、名誉ある賞を獲得したのであった(六・二)。

### 七

町は、彼に対して銅像を作り、後世の人々が彼の賛歌を歌えるための特権を授ける。このような古代にありふれた賞 競技者は勝利の賞品のために闘い、彼のあげた功績に対して、同時代の人々、そして後世の人々の間で名声を獲得 その名声を自分のためだけでなく、その名誉のために戦った自分の故郷と出身の町のためにも獲得した。

である。そして、このようなツイーグラーからの暗示に基づいた研究結果を、ブレンネックの論文を媒介にして、ホー 栄誉の理念は、自己の観念から見られ、自分のポリスのために自分を捧げているのだが、神々への愛から発する謙虚 名声の概念をそのまま受け継いでいるのではなく、むしろそれをキリスト教化しているのである。異教世界の古代の な自己献身が前面に出ることはなかった。それが、あのイエーガーの言う、古代のパイディアの本質を占めていたの その中で古代の賛辞の形式が明白にされている。クレメンスは名声(ヒヘムéoς)について語っているが、それは古代の 賛の理念をクレメンスは受け継ぎ、それをキリスト教化したのであった。それが、クレメンス第一書簡第五章であり、

ルは引用している。

性と同様に気高い。若干の後期の殉教者伝では、当時の慣習に流され、婦人たちを一般的に低く置こうとしていた社 が普及し、ローマ時代の男性優位観と同調することになった。しかし、彼女たちは肉体上の弱さにもかかわらず、男 で、アダムの体の一部から誕生したなど、創世記二章二一―二四の記事に沿った解釈を反映し、また、そうした解釈 く、男性と共に、同じ名誉ある賞の獲得者なのである。ただ、創世記の人祖の誕生の記事、イヴがアダムの誕生の後 ちによって互いに競われる相手とされた。いづれにしても、婦人たちは決して男性達への賞品と見なされるのではな じく勝利者となり、勝利の冠を授けられたのである。さらに、神話表現を用いた或る版では、ダナイデスは求婚者た 性は同伴した。つまり、二人でペアをつくって参加した。したがって、この場合の殉教競技において、その男女は同 過程が、古代陸上競技の専門語で表現されていることが推測できる。要点は次の通りである。競技の際に、女性と男 会環境が普及したことが見てとれるが、他面、男性同様の、あるいは、女性の受難にあたって、男性を凌ぐ勇気ある 第一クレメンス五―六における使徒、殉教者のすべての記述は、古代のレース競技の用語を用い、その殉教の経過

キリスト教古代の女性殉教者再考(一)

(佐藤)

原著の記述に再度詳細に触れておきたい。(四) わけ、古代教会における女性の位置付けを巡り、現代の課題としての女性論との関連を意識しつつ、ツィーグラーの これまで解釈が困難な個所として使徒教父文書で放置されていた、 ローマのクレメンスの第一書簡六の解釈、とり

要な機会にあたって、特に強調をこめて使用されていた。プラトンの『アポロギア』において、ソクラテスは彼を裁 人格が強調的に際立たされていることを意味した。この呼びかけ「アンドレス」はまた、民衆の集会や、その他の重 また、男性のものであった。「ἄνδρες」(男子諸君)という呼びかけは、特に公的生活においては、尊敬すべき男性の わゆる「強い性」が己の力を試し、記録によって勇敢さを証明する機会であった。スポーツと親近関係にある兵役も れたからである。しかし、特に古代後期においては、女性たちもまた競技に参加した。しかしながら、スポーツはい という呼びかけである。古代において、競技は今日と同様、主として男子たちによって、また若者たちによって争わ いるものではないが、それにも関わらず、古代の闘技に関連して用いられている。つまりそれは ἄνδρες (男子諸君) く裁判官たちに古典形式で、ἄνδρες 'Αθηναῖοι「アテネの(男性)諸君」と語っている通りである。 われわれは第一クレメンス書簡のなかに、もうひとつの栄誉称号を見出すのである。それは闘技そのものに属して

### ٦,

はずがないと思った」と讃美の言葉をのこしている。 たしはキリスト教徒が中傷されても、死を恐れず、すべてを恐れず生活する、そういう人が悪徳や好色の生活を送る Christianorum を導き入れたのである。哲学者といわれる護教教父殉教者ユスティノスも『第二弁明』| 二・| で、「わ 毒杯を仰いだ、理想化された自殺ともイメージが重なるのである。それが前述のテルトリアヌスの semen est sanguis て、死の旅路に旅立つべし)と比較することができる。また、同じことは『パイドン』三以下の、ソクラテスが自ら 者の「平静」apatheia に通じていた。それは、セネカの残した言葉「aequo animo debet reditus exire」(平静な心も 主体的自殺行為は軽蔑されるどころか、帝国内で高い評価を得ていた。先ずはストア派で、自ら完遂された死は、賢 自殺行為だ。」それを許すことは、「神ご自身を殺人者に仕立てている」ことだと非難される。しかし、他方で、この よい」と突き放される。その上、グノーシス派のキリスト教徒からまで、「おまえたちがしていることは、純然たる ユスティノスもまた、『弁明第二書』五・一で、彼らに「それならお前たちは皆自殺して、今すぐ神のところへ行くが ている。「もしもお前たちが受難死を望んでいるなら、われわれがお前たちを迫害することになぜ不平を言うのか。」

Ē

(1) Martyrdom and apostacy [Eusebius, Christianity, and Judaism. Wayne State University Press 1992. p.619-634] ロカ訳(古代キリスト教世界における殉教と棄教 エウセビオス研究3)リトン社 1992

キリスト教古代の女性殉教者再考(一)

(佐藤)

論文:

研究]六号一九八三第教者論」考察』京都大学[基督教学以一九八七[京都産業大学世界問題研究所紀要]以一九八五、闰一九八三、三一九八四、四一九八五、闰一九八六、八二、〇一九八三、三一九八四、四一九八五、闰一九八六、川一九八四、四十八五、河南教――日本キリシタンから古代キリスト教へ』()一九

大学人文学報六〇 『キリスト教殉教思想における象徴構造』 一九八六 京都

『古代教会殉教研究の方法論的史観をめぐって---

Dorothea Wendebourg の古代キリスト教殉教研究の検討』

九九四—五 京都産業大学世界問題研究所紀要。 なお、女性研究者による、古代教会の女性殉教者研究に

ついては、以下の研究論文、著作を対象に、その分析、評

価を試みてきた。

als ethisches Problem. (ZKG 98. Bd 1987 Heft 3. S.295-320) Wendebourg, Dorothea: Das Martyrium in der Alten Kirche

History Society の大会で発表されたペーパー三三編を編集 し、Blackwell Publisher, Oxford から九三年に刊行された。 Kirche? Tübingen 1955. 一九九二年夏と九三年冬に開かれた The Eclesiastical この論文集 MARTYRS AND MARTYROLOGIES 1993 は Butterweck, Christel: Martyriumssucht in der Alten

3 ibid p.xv-xviii.

S. G. Hall の論文は p.1-21.

- 4 ガラテア三・二八
- 5 Eusebios: Historia Ecclesiastica 6. 42, 5
- History of the Church to AD 337, 1987. p.200. J. Stevenson, A New Eusebius. Documents Illustrating in

Text and commentary in Hefele-Leclercq, Histoire des

Conceles 1907. I. 1, pp.221-64

- 7 Hippolytos, Traditio apostolica 16, 4-5 参照。
- (8) クレメンス書簡の和訳に関しては、小河陽氏の講談社版 の翻訳を使用、もしくは参照させていただいた。
- 9 授のもとで助手を勤め、その際本書を贈られ、本書の日本 Manz Verlag, München 1958. 筆者は一九六三—六五年同教 Adolf W. Ziegler: Neue Studien zum ersten Klemensbrief
- (Sources Chrétiennes 167) ed. par Annie Jaibert 1971, pp.30 での自由な紹介の機会を望んでおられた。 なお、同書は、Clément de Rome: Epître aux Corinthiens
- 10 Greek Paideia 1961. Harvad University Press. ibid. p.35. cf. Jaeger, W. Wilhelm: Early Christianity and

その他の多数の研究書において引用されている。